

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和2年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月7日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計3回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

(1) 第1回専門部会を8月4日に、第2回専門部会を8月5日に、第3回専門部会を8月7日に開催した。

(2) 第1回専門部会においては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開・非公開については、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述は複数名でも10分以内で行うことが決定され、それに従って10分間、意見陳述が行われた。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

○ 労働者側委員からは、文書が示されて、主に、

① 現在790円から、地域間格差を縮小しながら、中期的には鹿児島も1,000円を目指す。最賃法第1条の趣旨に立ち返り、最低賃金は「生活できる水準」にあるべきだが、現実には、790円では年間164万円余りで、貧困線122万円は超えているが、ワーキングプアの年収200万円には遠く及ばず、「生活できる水準」には程遠い。

② 今年度の課題として、新型コロナの影響による景気の落ち込みには配慮する必要がある。しかし、この影響は、業種や地域により大きなばらつきがある。今年度の目安答申は、新型コロナの影響が業種や地域で大きく違うために、「ランク別に一律に目安額を示すことは困難」とされたものであって、「凍結・引上げゼロ」を意味するものではない。また、「地域間格差の縮小」が、公益見解の中にも取り上げられている。

③ 明日が10月1日発効の結審期限であり、早期に結審してほしいとの考え方が示され、10円の引上額が提示された。

○ 使用者側委員からも文書が示されて、主に、

① 新型コロナの感染拡大により、鹿児島の経済は、「これまでに経験したことのない危機的な状況」に直面している。最大級のクラスターが発生し、感染者も256人に急増、公衆衛生面でも経済面でも、深刻な状況が続き、先行きも不透明で、今年度中の力強い回復は、全く期待できない。

- ② 中でも、宿泊、飲食、イベント関連業は、ショックが大きく、「売上の減少」というより、もはや仕事そのものがなくなっているというレベルである。中小企業は、雇用調整助成金など各種の給付金によって、かろうじて持ちこたえている。与論島でもクラスターが発生し、主要産業である宿泊・飲食産業だけではなく、島全体の経済活動がストップしている。
- ③ この状況で、最低賃金を上げると、ぎりぎり持ちこたえている中小企業を、さらに窮地へ追い込むことになる。同じ使用者側として、「体力のない中小企業は淘汰されればよい」という態度は、到底とれない。
- ④ 中小企業の中には、「最低賃金を引き下げて欲しい」という声も多く、今年「マイナス」と主張したいところだが、「マイナスはないだろう」ということで、凍結・ゼロ円を主張するとされました。

(3) 第2回専門部会においては、

○ 労働者側委員からは、主に、

- ① 県別に新型コロナの影響を明らかにするために、全国、最賃額が最も高い東京、Dランク各県の、業況DI、宿泊業・小売業の月別実績、雇用調整助成金の申請件数、雇用失業状況、春季賃上げ状況等のデータを一覧で示され、鹿児島県の新型コロナの影響は確かに有り、否定はしないけれども、全国やDランクの中では、他県ほど大きくないのではないか。
- ② 使側の「この状況で、最低賃金を上げると、中小企業が耐えられずに潰れる」という主張は、個別の賃金交渉の場ならば「賃金支払能力」が最優先となり正しいけれども、「最低賃金をいくらにするか」という議論においては、「労働者の生計費」の方が優先順位が高く、3要素の優先順位が違うのではないか。
- ③ 「1円も上げられない」となれば、コロナ感染のリスクをとりながら、防護服やマスクの製造技術を学び、懸命に生活を支えているエッセンシャルワーカーを含めて、県内の労働者は落胆し、モチベーションを保てない。
- ④ しかしながら早期結審のために、賃金改定状況調査第4表の一般・パート男性の賃上げ率0.7%を根拠に、6円まで歩み寄られました。

○ 使用者側委員からは、主に次の見解が述べられた。

- ① 鹿児島県商工会連合会・鹿児島県中小企業団体中央会の最新の調査結果、九州経済研究所の最新のアンケート結果、鹿児島国体の延期に関する報道、2020年度中小企業白書による都道府県別の開業率・廃業率などのデータを提示され、まず、県内の事業場は昨年10月の消費税増税で消費が落ち込み影響を受けているところに、新型コロナの影響を受け、さらに「鹿児島国体の延期」で大きなダメージを受けている。

- ② 最近のアンケートに対してさえも、労働集約型のスーパーでは、「昨年10月の最低賃金引上げ額が大きすぎる」と回答しており、事業主に対するコストインパクトが大きい。
- ③ 雇用調整助成金などの支援策は非常にありがたい反面、一番コロナによる痛みが大きい中小零細な企業には、総務担当部署がないために、申請に必要な書類すら揃えられない。また、申請しようとするれば社労士に依頼せざるを得ず、「費用と時間がかかる」というハードルがあるために、苦しい中でも利用が進まないのではないか。
- ④ 無利子など融資による支援策も、「いつかは返済しなければならない借金」であることには変わりがなく、先行きが不透明な中で借金だけが膨らむことから、事業主のメンタルに対するダメージが大きく、廃業に追いつめられる。

(4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

○ 労働者側委員からは、

- ① 目安答申の「現行水準の維持」の解釈は色々あると思うが、我々は、「生活できる水準」と考えており、昨年からの物価上昇分0.6%程度から、4円・5円程度の引上げは必要と考える。
- ② 目安答申の「地域間格差の是正」に踏み込んでもらいたい。使用者側が主張する「鹿児島国体の延期」による影響は、GOTOトラベルなどの支援策で緩和されるのではないか。という見解が述べられた。
- ③ 個別協議を重ねる中で、最終的に、他県の結審状況等から3円が提示された。

○ 使用者側委員からは、主に、

- ① 現下の経済状況からいえば、「最低賃金の引下げ、マイナス」を主張したいところだが、最低賃金という法制度には引下げが無いことは認識しているので、「0円」としか言うことはできない。しかしながら、最低賃金審議会として結論を出さなければならないことは理解しており、何とか有額の結論を検討したい。
- ② 0円という主張に全く変わりはなく、新型コロナウイルス感染症の終息も見えていない中ではあるが、あくまでも結審に協力するためのぎりぎりの譲歩、最終額として2円ならば、何とか理解はできる。それ以上は反対しかない。

(5) これまで3回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきましたが、労使

の景況感、新型コロナウイルス感染症の影響に関する評価、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に関きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第3回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金 790 円を3円アップして 793 円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名（公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 793 円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここにご報告します。

公益委員の見解

令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

- 1 中央最低賃金審議会の日安小委員会は、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の日安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。」「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」とされており、この公益委員見解を最大限参酌することとした。
- 2 鹿児島における新型コロナウイルス感染症の影響に関する議論をする中で、最低賃金の引上げが見送られた場合には、感染のリスクにさらされながらも懸命に生活を支えているエッセンシャルワーカーをはじめ、県内の労働者の落胆は大きく、労働に対するモチベーションを保てない等の労働者側からの見解について考慮した。
- 3 当県においては、昨年10月の消費税増税で消費が落ち込んでいるところに、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、さらに「鹿児島国体の延期」で大きなダメージを受けている。鹿児島市や与論島でも、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、経済活動全体の縮小を余儀なくされている等の使用者側からの見解について考慮した。
- 4 新型コロナウイルス感染症の今後の動向が不透明な中で、雇用の維持が最優先であることを踏まえつつも、中央最低賃金審議会日安小委員会の公益委員見解で示された「地域間格差の縮小」に、引き続き取り組んでいく必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、3円引上げて、令和2年の最低賃金を793円としたい。